

授業科目名	【G】 研究会 I・II 【H】 研究会 I・II	区分	必修	開講年次	【G】3 【H】3	単位数	【G】2 【H】2	
科目区分	専門科目							
授業形態	対面授業							
担当形態	単独							
施行規則に定める科目区分又は事項等								
サブタイトル	不法行為法を学ぶ。			担当者	勝田 信篤			
授業概要	【概要】	不法行為法の応用部分について学習する。						
	【到達目標】	学習した内容を現実の事案にあてはめて、妥当な解決方法を導けるようになる。これは、評価基準に記載した「応用力」にあたる。 【例】学習した内容が、消費者トラブルの解決に繋がった。 学習した内容が、就職後の業務遂行の助けになった。						
履修条件	民法(契約) I、II を履修済みであることが望ましい							
アクティブラーニングの方法	【-】	事前学習型	【-】	反転授業	【-】	調査学習	【-】	フィールドワーク
	【○】	双方向アンケート	【-】	グループワーク	【○】	対話・議論型授業	【-】	ロールプレイ
	【-】	プレゼンテーション	【-】	模擬授業	【-】	PBL	【-】	その他
ディプロマ・ポリシーとの関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	- (当てはまらない)						
他科目との関連性	民法概論、民法(総則) I、II を履修済みであることが望ましい。							
教科書	潮見佳男『基本講義 債権各論II 不法行為法 第4版』新世社、2728円、他に適宜プリントを配布する。 六法(どの出版社のものでもよい。ただし、令和6年版以降。授業の際には必ず持参すること)							
参考書	藤岡 康宏他『民法IV 債権各論[第5版](有斐閣Sシリーズ 36)』有斐閣、¥2,860							
評価方法	毎回提出してもらったレポートの内容を重視する(90%)が、その後の授業に対する参加姿勢等(10%)も加えて、総合的に評価する。 課題提出が10回未満の方は、自動的に不合格とする。							
フィードバック方法	最後の20分で、授業で印象に残ったこと、それに対する意見、質問等を10行程度のレポートにまとめてもらう。 次回は、前回のレポートに書かれた質問をもとに、参加者全員で議論していく。それを繰り返す。							
評価基準	S: 授業内容を理解しており、秀でた応用力がある、A: 授業内容を理解しており、応用力もある、B: 授業内容を理解している、 C: 最低限の基礎力を備えている、D: 基礎力が不足している、E: 基礎力が著しく不足している、F: 出席やレポート提出の状況が著しく悪い(評価不能)。							

授業 科目名	【G】 研究会 I・II	区分	開講年次	【G】3	単位数	【G】2
	【H】 研究会 I・II	必修		【H】3		【H】2
授業内容	<p>不法行為法の応用部分について解説をする。適宜、指名して質問もする。  その上で、最後の20分で、授業で印象に残ったこと、それに対する意見、質問等を10行程度のレポートにまとめてもらう。  次回は、前回出た質問をもとに、参加者全員で議論していく。それを繰り返す。  基本的なことは必ず板書するので、まずこれを理解することを第一に考えてほしい。</p> <p>なお、授業中の私語、携帯電話等の使用を禁ずる。以下の内容を中心に学習する。</p> <p>一般不法行為  権利侵害  故意・過失  因果関係  損害  特殊不法行為  共同不法行為</p> <p>〈アクティブラーニング〉  この科目では、以下のような方法でアクティブラーニングを実践します。  最後の20分で、授業で印象に残ったこと、それに対する意見、質問等を10行程度のレポートにまとめてもらう。  次回は、前回のレポートに書かれた質問をもとに、参加者全員で議論していく。それを繰り返す。</p>					
予習内容	<p>配布した資料の、該当部分を読んでくる。  予習は、各120分程度を目安としてください。</p>					
復習内容	<p>配布した資料、ノートを読みながら、その日の授業内容を再現してみる。  疑問点が生じたら、まず教科書、参考書等で調べ、それでもわからなければ、次回の授業時に質問する。  復習は、各120分程度を目安としてください。</p>					
その他	<p>特になし。</p>					